

東京アクアシンフォニー企画提案審査委員会設置要領

(設置目的)

第1条 東京アクアシンフォニー実行委員会（以下「実行委員会」という。）における業務委託等について企画提案方式による契約を行う場合に、企画提案を審議し選定するため、東京アクアシンフォニー企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 業務委託等の企画提案について公募内容の審議をすること
- (2) 業務委託等の企画提案について審査及び選定をすること
- (3) 審査委員会の運営に関する重要な事項に関すること

(組織)

第3条 審査委員会は、審査委員長及び審査委員（以下「審査委員等」という。）をもって構成する。

- 2 審査委員等は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 審査委員長は、必要に応じて、前項に定める者以外の者を臨時委員として置くことができる。

(委員長・議決等)

第4条 審査委員長は、審査委員会を代表する。

- 2 審査委員長に事故があるときは、審査委員による協議の上その職務を代行する者を決定する。
- 3 審査委員会は、決議について特別の利害関係を有する審査委員を除く審査委員等（代理出席を含む）の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する審査委員は、議決に加わることができない。
- 5 議決事項は、出席した審査委員等（代理出席を含むが、当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、審査委員長の決するところによる。
- 6 審査委員長が不在の場合は、審査委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 7 緊急やむを得ない事情等があり、審査委員会を開催できない場合には、書面又は電磁的な方法により会議を開催することができる。
- 8 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

(選定方法)

第5条 企画提案の審査については、次に掲げる方法により評価及び審査を行い、委託する事業者の候補を選定する。

- (1) 別に定める審査基準に基づき、審査委員等が審査する。
- (2) 審査に基づき、総得点による順位付けを行う。
- (3) 順位付けの結果を踏まえ、審議を行い、委託する事業者の候補を選定する。
- (4) 審議により候補とする事業者が決定しなかった場合は、審査委員長の判断により決定する。

(守秘義務)

第6条 審査委員等は、当該職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第7条 審査委員会は、非公開とする。

(審査委員会の事務)

第8条 審査委員会の事務は、東京アクアシンフォニー実行委員会事務局が処理する。

(報酬等)

第9条 審査委員等及び臨時委員で会議に出席したものに対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、東京都総務局外部講師謝金支払基準に準じて支払う。

(その他)

第10条 本要領に定めのない事項については、審査委員長が別に定める。

附 則

本要領は、令和7年9月19日から施行する。

附 則

本要領は、令和8年2月13日から施行する。

【別表】

審査委員長	東京都港湾局 臨海開発部長
審査委員	港区産業・地域振興支援部 観光政策担当課長
	一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会 事務局長
	株式会社東京臨海ホールディングス 事業調整部長
	アーツカウンシル東京活動支援部 支援デザイン担当課長
	公益財団法人東京観光財団 地域振興部長